

# 危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している事業所の皆様へ!!

## 【案内の内容】

既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策について、関係法令が改正され、平成23年2月1日から施行されています。

この改正は、地盤面に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」として区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するための内面ライニング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。

## 【注意】

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、今後地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります。その時点で内面の腐食を防止するための措置を講じる義務が生じますが、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

## 【経過措置】

経過措置は、平成25年1月31日で終了しています。

地下貯蔵タンク内面ライニング等の措置を講ずる必要があるタンクは、地盤面に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち次のとおりです。

### ●腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数※	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚※
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

【腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置】

- ・内面ライニング又は電気防食

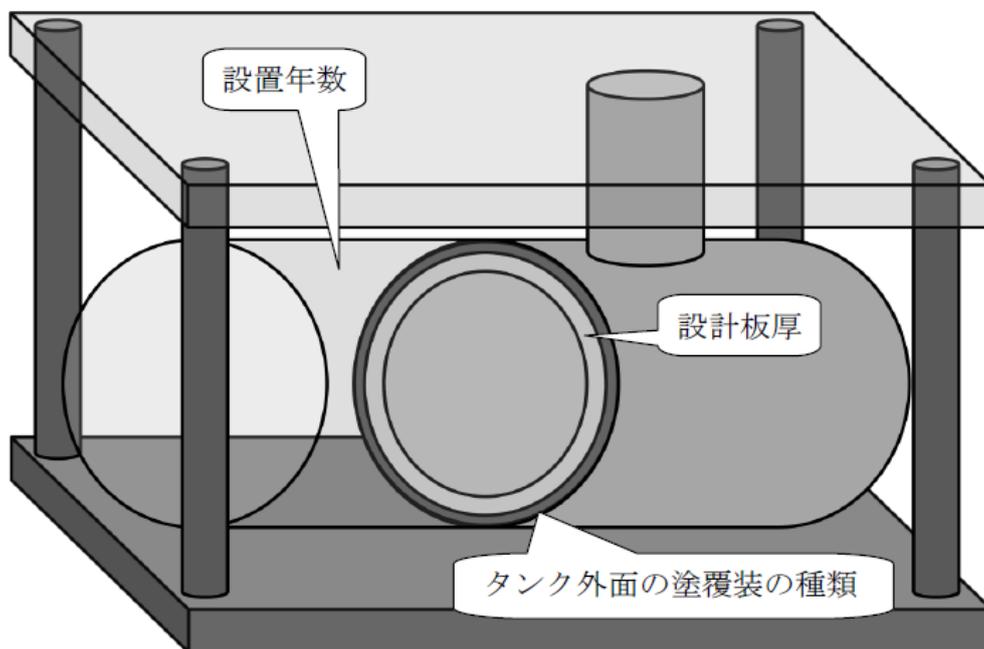
### ●腐食の恐れが高い地下貯蔵タンク

設置年数※	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚※
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

【腐食の恐れが高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置】

- ・内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置

設置年数※・・・当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数  
設計板厚※・・・当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいう



【地盤面に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの例】

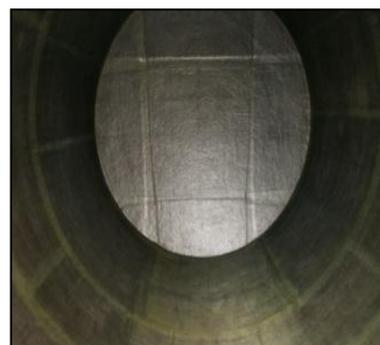
# 【流出防止措置の種類】

## ① 内面ライニング

○埋設されたままの状態で内面全体に厚さ2ミリになるよう、FRP（強化プラスチック等）を被覆する。



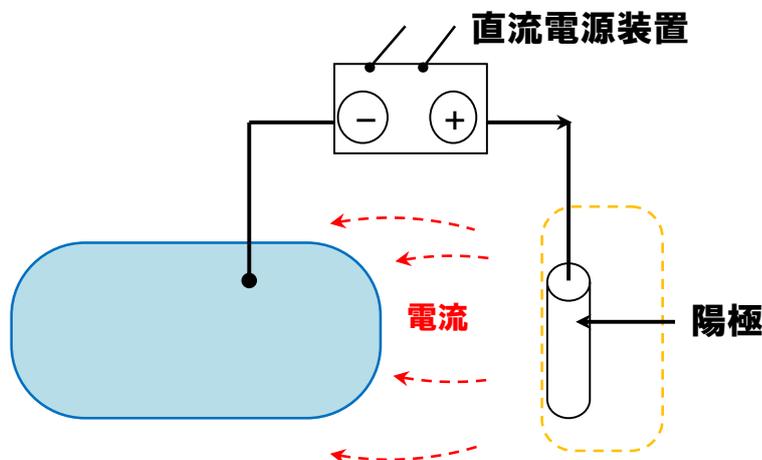
施工前



施工後

## ② 電気防食

○金属（鉄）の腐食は、土壌のイオン濃度の不均一性等により埋設された金属の一部に電流が発生し鉄がイオン化して溶解するために発生することから、埋設されたタンクへ外部から腐食によるものと逆向きの電流を流す電気防食を講じることで、腐食の進行を防止する。



## ③ 危険物の漏れを検知することができる常時監視装置

○直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備を設ける。（例えば、埋設されたタンクに貯蔵されている危険物の液面を常に計測して、危険物の流出による液面の変化を検知し、警報を発する高精度油面計などのシステムがある。）

